

# 身体拘束中の被疑者に対するトラウマ インフォームドな供述採取制度の検討

大 角 洋 平

- I. 本研究の目的と必要性
- II. トラウマインフォームドアプローチ概説
- III. トラウマインフォームドな供述採取制度の可能性と調査研究

## I. 本研究の目的と必要性

本論文の目的は、供述採取制度の改善に向けて、トラウマインフォームド概念を被疑者に対する取調べに応用する可能性を探ることにある。

被疑者の中には、心的外傷（トラウマ）を抱える者がいる。児童虐待による子どもの死亡が問題とされた事案などを典型として、殺人、傷害致死、傷害または暴行その他の被疑事実それ自体の体験が原因で、トラウマが形成されることがある。また、被疑事実とは別に、過去に虐待やいじめ等の苛烈な体験を経たことによりトラウマが形成されることもある。これらのトラウマを抱えた被疑者が取調べを受けると、トラウマ反応が引き起こされる。その結果、虚偽自白が誘発され、被疑者に与えられた権利に対する理解の程度は低下し、メンタルヘル스에害を生じさせる。例えば、児童虐待を疑われた被疑者・被告人は、「乳幼児の急変に驚き、子どもを守れなかったという自責の念などから、誤った自白に陥るリスクも高い」と<sup>(1)</sup>

して虚偽自白のリスクが指摘されている。また、否認事件に限らず、過去・現在のトラウマ体験は、認知機能の低下を招き、黙秘権をはじめとする権利の理解の程度を低下させ、その行使を困難にさせる。加えて、自らの主張や弁明が捜査機関に受け入れられずに拒絶されることは、被疑者の心の傷を一層深め、精神の健全性を害することになる。つまり、トラウマへの適切な応対を欠いた取調べは、適正な供述の録取に困難を来すと同時に、健康被害を与えるものとなり、機能不全に陥る。

そこで本論では、トラウマ体験とその影響に鑑みて、被疑者取調べにおいてトラウマインフォームドの視点を取り入れる必要があることを指摘する。その視点から、一定の事件の場合は、被疑者が望まない限り取調べは実施できず（デフォルトを黙秘権行使とし、出頭・滞留義務を否定する）、被疑者が望む場合であっても弁護人立会を必須とする制度（必要的弁護人立会制度）の導入を提唱する。

以下では、II においてトラウマ体験・トラウマ反応・トラウマインフォームド概念について解説し、III では身体拘束中の被疑者に対する取調べへの応用可能性を提示する。

## II. トラウマインフォームドアプローチ概説

### (1) トラウマ体験とトラウマ反応

トラウマとは、(a)トラウマ体験と、(b)その結果引き起こされるトラウマ反応から構成される。(a)戦争、地震、犯罪といった生命や存在に強い衝撃をもたらすようなストレスフルな出来事を外傷性ストレスと呼び、それを自ら体験したり、目撃したりすることをトラウマ体験という。

---

(1) 日本弁護士連合会日弁連刑事弁護センター「SBS/AHT が疑われた事案における相次ぐ無罪判決を踏まえた報告書」[2023年3月]12頁 ([https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/activity/criminal/reforming/sbs\\_aht\\_houkokusho.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/activity/criminal/reforming/sbs_aht_houkokusho.pdf), 2023年10月29日最終閲覧)。

(b) トラウマ体験を経験して心身に不調を来すことをトラウマ反応と呼ぶ<sup>(2)</sup>。

トラウマ反応としては、PTSD（心的外傷後ストレス障害）及び身体、感情・思考または行動の変化が生じることが指摘されている。トラウマ体験は、人の対処能力を超えたものである。この体験により人や社会への安心感・信頼感が崩れ落ち、身体、感情・思考または行動にその影響が表れる。このうち、身体に対するものには動悸、頭痛、吐き気、過呼吸及び食欲不振等の症状の発現が、感情に対するものには怒り、ショック、混乱、孤立感、罪責感、恐怖及び不安の湧出が、思考に対するものには自己嫌悪、集中力・記憶力の低下及び自信喪失の発生が、行動に対するものには決断の難化、トラブルを起こす頻度の増加及び仕事の能率の低下が挙げられている。この他にも、ストレスに対する防衛機制の結果として、自傷行為に及んだり、退行・解離・健忘といった症状が現れたり、サバイバーズギルト（自分が生き残ったことへの罪悪感）が生じたりすることも指摘されている。さらに、トラウマ体験を重ねて、家族の怪我や家屋・仕事その他の生活の基盤の喪失といった生活環境ストレスを経験することによって、鬱病や不安障害などの精神疾患に罹患するリスクが高くなるとも言われている<sup>(3)</sup>。

こうしたトラウマの存在とその影響が認識されるにつれて、トラウマインフォームドと呼ばれる視点が共有されてきた。犯罪に限らず様々な被害

(2) トラウマ（心的外傷）の定義等に関しては、American Psychiatric Association（滝沢龍訳）『精神疾患・メンタルヘルスガイドブック—DSM-5から生活指針まで』112頁以下（医学書院、2016年）、American Psychiatric Association（監訳高橋三郎＝大野裕）『DSM-5-TR 精神疾患の診断・統計マニュアル』285頁以下（医学書院、2023年）。野坂祐子『トラウマインフォームドケア：“問題行動”を捉えなおす援助の視点』27頁以下（日本評論社、2019年）、文部科学省「CLARINETへようこそ 在外教育施設安全対策資料【心のケア編】第2章心のケア各論」（[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/002/003/010.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/003/010.htm)、2023年10月29日最終閲覧）等に依拠した。

(3) 同上。

を受けた被害者に対する支援・ケアを行う現場では、トラウマインフォームドケアと呼ばれる実践がなされている。以下では、この概念の起源とその受容について概観する。

## (2) トラウマインフォームド概念

トラウマインフォームドと呼ばれる概念に関しては、米国薬物乱用精神保健管理局 (SAMHSA) のワーキンググループによる手引書の中で詳述されている。そこではトラウマについて、「個々のトラウマは、出来事 (Event) や状況の組み合わせの結果として生じます。それは身体的または感情的に有害であるか、または生命を脅かすものとして体験 (Experience) され、個人の機能的および精神的、身体的、社会的、感情的またはスピリチュアルな幸福に、<sup>(4)</sup> 長期的な悪影響 (Effect) を与えます」と説明され、医学的な狭い定義よりも広いものが採用されている。この定義に拠れば、他者にはトラウマとは思えない出来事であっても、体験者が置かれた状況、体験した出来事、体験者の認知・発達上の課題等が組み合わさることで、トラウマになりうるが示されている。

この定義を前提として、SAMHSA の手引書では、4R と称するトラウマインフォームドの視点が提示されている。4R は、後に詳述するとおり、トラウマの影響やその基本を理解する (Realize)、トラウマのサインに気づく (Recognize)、トラウマに配慮した対応をする (Respond)、そしてトラウマ化を予防する (Resist re-traumatization) という 4 つの R で構成されたものである。4R は、組織やシステムにおけるすべてのレベルで、すべての人々によって共有されることが重要とされている。<sup>(5)</sup>

このトラウマインフォームドの概念は、1990年代の北米に起源を持つ。

---

(4) 米国薬物乱用精神保健管理局 (亀岡智美=瀧野揚三監訳)「SAMHSA のトラウマ概念とトラウマインフォームドアプローチのための手引き」7頁 (2018年) ([https://www.j-hits.org/\\_files/00107013/5\\_samhsa.pdf](https://www.j-hits.org/_files/00107013/5_samhsa.pdf), 2023年10月29日最終閲覧)

(5) 同上9頁。

精神保健福祉の向上や薬物乱用防止のためには、トラウマへの細やかな理解・適切な対応が必要であるとの認識が発端となり、この概念は共有されるようになった。人々の行動をトラウマというレンズを通して理解しようとする試みによって、犯罪・非行、薬物乱用、欠席・欠勤といった問題行動の背後にはトラウマ体験・反応があることが見出された。その結果、災害、犯罪被害または虐待その他のトラウマ体験を経験した者に生じる被害とその影響について、社会全体で情報共有し、対応することが求められるにまで至った。

日本においても、トラウマインフォームド概念は、「被害者が受ける深刻な被害状況（トラウマ）やその影響について社会や人々が共有して対応する社会づくり」として紹介されている。<sup>(6)</sup> 2010年代半ば頃からは、精神科看護、精神科救急及び教育・児童福祉の領域においてこの概念が紹介され、導入の実践例も報告されるようになった。トラウマ体験者と接する可能性のある職種の方達は、トラウマの視点から人々の行動を理解した関わり方をするよう努めているのである。<sup>(7)</sup> それではトラウマインフォームドの視点たる4Rとは具体的にどのようなものか、この点について詳説しよう。<sup>(8)</sup>

### （3）4R（Realize, Recognize, Respond, Resist re-traumatization）

一つ目のRが、トラウマの基本を理解し、個人や社会等に与える影響を理解することである（Realize）。具体的にはトラウマの影響を想像し、トラウマとなる出来事への遭遇率（トラウマ体験率）を知ることに始まる。トラウマの影響としては、再体験症状・侵入症状（フラッシュバック）、回

---

（6）大岡由佳編著『トラウマインフォームドサポートブック』2頁〔大岡由佳〕（中央法規、2023年）。なお、この概念の歴史については亀岡智美「精神看護におけるトラウマインフォームドケアの視点」日本精神保健看護学会誌32巻2号67頁（2023年）参照。

（7）藤岡淳子編『司法・犯罪心理学』257頁以下〔野坂祐子〕（有斐閣、2020年）。

（8）以下の4Rに関しては大岡・前掲注6）14頁以下に依拠した。

避症状、過覚醒症状、感情のコントロール困難、自責の念、食欲不振、集中力の低下等が挙げられている。その他の様々な反応があるが、その者の行動の背後にはトラウマの影響があるという想像を巡らせることからトラウマインフォームドアプローチは始まる。

それでは、トラウマ体験率はどれほどのものか。体験率に関してはいくつかの調査が存在する。例えば、日本の11の地域からランダムに選ばれた4134名の回答者のうち約60%が少なくとも生涯に一度はトラウマ体験をしたと回答した調査結果<sup>(9)</sup>が存在する。20歳以上の一般人2400名を対象とした調査では、18歳までに1つ以上の逆境的小児期体験のある人は約32%、配偶者からの被害を受けたことがある人は約23%であることが紹介されている<sup>(10)</sup>。トラウマ体験をした人が身近にいる可能性は高いのである。

2つ目のRが、トラウマの予兆・サインに気づくことである (Recognize)。一見、ある行動が異常に見えたとしても、それはその人なりのトラウマへの対処結果かもしれないと捉える視点が必要となる。

3つ目のRが、トラウマに配慮した対応である (Respond)。トラウマのサインに気づいた人・組織・社会は、身体的・心理的に安全な環境を提供しながら、本人の持つ強みやレジリエンス<sup>(11)</sup> (回復力) を促進するよう試みることが求められる。その際には、①安全、②信頼性と透明性、③ピアサポート、④協働と相互性、⑤エンパワメント、意見表明と選択、⑥文化、歴史、ジェンダーの問題、といった6つの原則に沿う必要がある。これら6つの原則は次の通りである。

① さらなる害は及ばないという身体的・肉体的安全性を確保する。そ

(9) Norito Kawakami et al, *Trauma and posttraumatic stress disorder in Japan : results from the World Mental Health Japan Survey*, 53 J PSYCHIATR RES. 157-65 (2014).

(10) 大岡・前掲注6) 16頁。

(11) レジリエンスとは、困難や逆境により生じた心理的な傷つきや落ち込みから立ち直る回復力・適応力を指す。トラウマは自然治癒をもたらすレジリエンスを機能不全に陥らせる衝撃的な体験である。野坂・前掲注2) 51頁以下参照。

のために、穏やかな口調で、部屋から退室しやすい場所に座る、呼び方に気をつける、守秘義務を貫くことが必要となる。

- ② 組織の運営方法やサービスの利用方法などを提示し、支援の手順を明確に説明し、当事者の要望等に耳を傾け、信頼と透明性を確保する。
- ③ 自助グループをはじめとするグループ団体や地域社会との繋がりを構築し、他者と繋がることにより互いに学び、成長を図る。
- ④ 被害者と支援者との間で相互に情報を共有し、トラウマの観点を共有することで回復へ進めていく。
- ⑤ 各人が持つ固有の強みに焦点を当て、当事者の言葉を真剣に受け止め、いつ、どれほど話すかを決めるのかは当事者次第であることを強調し、いつでも変更可能な選択肢を提示するなどして、エンパワメント、意見表明と選択を確保する。
- ⑥ 人種、民族、性的指向、ジェンダー、年齢、地域に意識を向け、トラウマ体験をステレオタイプや偏見と結びつけて考える。

トラウマインフォームドな対応やケアには、以上の6つの原則が重要となる。

4つ目のRが、トラウマ体験者と支援者の再トラウマ化の予防である。支援者とともに、フラッシュバック時の対応やストレスの軽減方法を考えていく。またトラウマ体験者の心の傷を深くするような二次的心的外傷性ストレスを防ぐことも求められる。さらに被害者の抱える無力感に接していると支援者も同様に無力感に襲われることもあるため、彼らに対してもトラウマインフォームドな対応を要する。<sup>(12)</sup>以上がトラウマインフォームド概念の一般的説明である。次からは、このトラウマインフォームドの視点が刑事司法という文脈ではどのような形で現れるのかを押さえておこう。

---

(12) 大岡・前掲注6) 18頁。

#### (4) 犯罪被害者臨床・加害者臨床への導入

トラウマインフォームドの視点は、犯罪被害者支援の現場において共有<sup>(13)</sup>されている。例えば、地方自治体における犯罪被害者支援総合対応窓口の担当者や犯罪被害の対応をする警察官、保護観察所の被害者担当官、被害者支援センターの担当者、医療機関などの相談援助職、看護職といった犯罪被害者のサポートに携わる者達は、トラウマインフォームドな関わり方を現に実践している。近年盛んに話題として採り上げられている司法面接も、まさにトラウマインフォームドアプローチの一つである。

またこの視点は、加害者臨床の現場、とくに少年司法の場面でも共有されている。被虐待体験や機能不全家族の下での養育は、少年達に発達上の課題を生じさせる。少年達は、逆境体験による心身の苦痛を緩和させるため、自己治療的に飲酒・喫煙・逸脱した性行為・薬物使用等を始める。背後に隠れたトラウマ体験が非行へと表面化するメカニズムを理解し、教育<sup>(14)</sup>に反映させることが少年司法・加害者臨床で行われている。

このように、既にトラウマインフォームドな視点は、刑事司法手続に組み込まれている。もっとも、その対象は、被害者ケアや非行少年その他の加害者に対する処遇の場面に限られている。この視点を被疑者取調べに応用する余地はあるだろうか。被疑者取調べはケアの場面ではないため、ケアの場面を想定して発展したトラウマインフォームド概念とは相性が悪そうである。しかし、アメリカでは成人被疑者への取調べにトラウマインフォームドの視点を導入する必要性が指摘されている。そこで、これを検討<sup>(15)</sup>の出発点に据えたい。

(13) 藤岡編著・前掲注7) 257頁以下〔野坂祐子〕。

(14) 同上。

(15) なお被疑少年に対する取調べにつき、トラウマインフォームドな面接方法が諸外国では導入されている。仲真紀子「司法面接の展開：弱者への面接、被疑者・被疑少年への面接、家事面接」仲真紀子編『子どもへの司法面接』（有斐閣、2016年）。また、少年の多くが、トラウマ体験者であるという調査結果をもとに、少年司法全体をトラウマインフォームドなものにすることを求めるものとして、JUDAH



### (5) トラウマインフォームドな取調べの必要性

アメリカでは、いくつかの事件を契機にトラウマインフォームドな取調べの必要性が指摘された。その一例には、2歳の娘を虐待により殺害したとの罪で2008年に死刑判決が言い渡された Melissa Lucio 氏の事件が挙げられる。Lucio 氏は、娘の死が確認された僅か2時間後に警察の取調べを受けた。その取調べは5時間に亘った。Lucio 氏は、警察官から亡くなった娘の写真を繰り返し提示された上で、娘に見立てた人形を何度も殴打するように指示を受けた。Lucio 氏が警察官の指示に従い、人形を殴打すると、「これが貴方の殺害方法だ」と言われた。このように Lucio 氏は、常軌を逸した激しい追及を受け、一旦、自白をした。しかし、その後、虚偽自白だったとの主張に転じて、自白を撤回し、現在に至るまで無実を主張し続けている。現在では、娘が事故で階段から事故して亡くなったことが証拠上、有力視されており、刑の執行は停止されている<sup>(16)</sup>。

Lucio 氏の事件は、トラウマインフォームドな視点から次のように理解されている。Lucio 氏にとっては、娘が死亡した被疑事実それ自体がトラウマ体験だった。警察官が有罪の兆候として主張した Lucio 氏が事件当時に目を合わせず、肩を落とした様子は、トラウマ反応として解釈できる。一般的に家族・友人といった親しい者との死別(トラウマ体験)は、体験者に様々な感情(グリーフ)を引き起こし、その心理・身体・行動に影響をもたらす。目を合わせず、肩を落とすという行動は、親しい者を失った際に生じる一般的反応である。それらの行動は、Lucio 氏の犯人性を示すものではない。また、Lucio 氏が虚偽自白したことにも、トラウマの影響が見られる。Lucio 氏は、被虐体験をしたことがあった。この体験によるトラウマ反応によって、Lucio 氏の被誘導性が高まった。過酷な取調

---

OUDSHOORN, TRAUMA-INFORMED JUVENILE JUSTICE IN THE UNITED STATES (2016)がある。

(16) Innocence Project, Melissa Lucio : 10 Facts You Should Know About This Innocent Woman Facing Execution, <https://innocenceproject.org/news/melissa-lucio-9-facts-innocent-woman-facing-execution/>, last visited Oct 29, 2023.

べは、被虐待体験により生じた心の傷を深くし、判断能力を弱めていった。これらが虚偽自白を引き起こしたのではないかと分析されている。<sup>(17)</sup>

被疑者の過去のトラウマ体験や被疑事実それ自体に由来するトラウマ体験と、閉鎖的な取調室・追及的取調べとが組み合わさることにより、トラウマ反応が生じて、それが冤罪の原因となることが考えられる。さらに被疑者のメンタルヘルスの悪化（再トラウマ化）というリスクも潜在している。それゆえトラウマインフォームドな取調べ制度というのを考えなければならぬというのである。<sup>(18)</sup>

もともと、アメリカにおいても、トラウマインフォームドな視点の導入の必要性は指摘されつつも、被疑者取調べとトラウマインフォームドな視点との関係についての研究の蓄積が十分に存在するわけではなく、体系的に論じられているわけでもない。そこで以下では、トラウマ体験者としての被疑者、トラウマ体験がもたらす供述への影響、トラウマインフォームドな供述採取制度の可能性の模索という順序で調査研究を踏まえながら検討を試みよう。

### Ⅲ. トラウマインフォームドな供述採取 制度の可能性と調査研究

#### 1. トラウマ体験者としての被疑者

上記事件からも明らかなように、捜査・取調べの対象となる被疑者の中には、被疑事実それ自体の体験かそれとも過去の体験か、被疑事実の真犯

---

(17) See, NBC News, Melissa Lucio's case highlights police missteps in questioning abuse survivors, experts say, <https://www.nbcnews.com/news/us-news/melissa-lucios-case-highlights-police-missteps-questioning-abuse-survi-rcna23032>, last visited Oct 29, 2023.

(18) Michelle Charness, The Need for Trauma-Informed Interrogation, <https://www.psychologytoday.com/us/blog/intersecting-law-and-mental-health/202205/the-need-trauma-informed-interrogation>, last visited Oct 29, 2023.

人かどうかといった差はあれども、トラウマの当事者が含まれている。被疑事実それ自体としてトラウマ体験を持つ者としては、揺さぶられっ子症候群仮説により子どもを死に至らしめたと虐待を疑われている親、無理心中を図って生き残った者、介護疲れで高齢者・障害者を殺した養護者、正当防衛として友人を殺害してしまった者、過失により親しい者の命を奪ってしまった者、予期せぬ妊娠と孤立無援が原因で乳児を殺害した者などが挙げられる。過去にトラウマ体験を持つ者としては、虐待やいじめを受けた経験がある者が挙げられる。

先行研究によれば、被疑者が犯人である場合も、被疑事実それ自体の体験がトラウマ体験になりうるということが明らかになっている。例えば、暴力的犯罪を行ったことそれ自体が DSM-5 TR（米国精神医学会発行の精神疾患の診断・統計マニュアル）上のトラウマ体験であることを指摘する研究もある。DSM-5 上の診断基準は、一般的には、被害者や目撃者などを想定しているものの、確かに加害者自身もこの基準を満たす。研究によれば、粗暴犯類型に特異な PTSD (offense-specific PTSD) が存在しているという。実際、粗暴犯類型の加害者と PTSD の関係を論じた文献 (14本の論文) を対象とするシステムティックレビューによると、刑務所内の受刑者を対象とする調査では調査対象者の10.7%から76.6%の幅で PTSD に罹患しているとされる (病院やコミュニティ内の加害者を対象とする調査も含めると、罹患率は1.5%から76.6%という幅を取るが、分析対象となった文献のうち8本の論文が33.3%以上の罹患率を報告している)<sup>(19)</sup>。殺人 (homicide) も PTSD の原因となるトラウマ体験である。殺人罪の受刑者と PTSD の罹患率に関する11本の研究について、メタアナリシスを行った研究も存在している。当時の記憶の侵襲的喚起、殺人・暴力に関するフラッシュバック、犯罪に関連した部分的な健忘、当時の言動について言及を避ける回避

---

(19) Keng Chuan Soh et al., *Those Who Commit Violent Crimes can be Traumatized by Their Offences: A Systematic Review of Offense-Specific Post-Traumatic Stress Disorder*, J. AGGRESS. MALTREATMENT TRAUMA 1 (2023).

症状、無感情、鬱症状、過覚醒といった PTSD の代表的症状がみられている。その罹患率は42.6%に及んで<sup>(20)</sup>いる。犯人性を問わず、被疑者は潜在的にトラウマ体験者でもあるといえよう。

深刻な犯罪被害を取り上げるという刑事手続の構造上、被疑者となる者は、事件性・犯人性・有責性に拘らず、家族・友人の死といった強い衝撃をもたらす出来事を体験している可能性が高い。トラウマ体験者である被疑者に対して、取調べはどのような結果をもたらさうか。いくつかの実証研究を踏まえながら、生じうる結果（①虚偽自白の危険性、②権利行使の妨げ、③メンタルヘルスの悪化）を考えていこう。

## 2. トラウマ反応と被疑者取調べ

### (1) 虚偽自白の危険性

第一に、トラウマ体験は、被疑者の取調べに対する被誘導性を高め、虚偽自白を引き起こすリスク要因として働くことが考えられる。先述のように被疑者は、親しい家族・友人の死などのトラウマ体験をしている。虚偽自白に関して長年研究を重ねてきた研究者によれば、アメリカにおいて虚偽自白と確認された事例は、被疑事実それ自体が被疑者に情緒的苦痛をもたらすような性格で、この苦痛が取調べによって強化されたために虚偽自白が引き出されたものであると指摘されている。取調べがもたらす孤立感・不安・身体的不快感・無力感は、トラウマ体験に伴う苦痛を強化す<sup>(21)</sup>る。これによって生じた極度のストレスは、捜査官の誘導・暗示と相俟って、自らが犯罪を行ったという虚偽記憶を生むほどのものにもなるとの指摘<sup>(22)</sup>もある。

(20) Laura Badenes-Riber et al., *Homicide as a Source of Posttraumatic Stress?: A Meta-Analysis of the Prevalence of Posttraumatic Stress Disorder After Committing Homicide*, 34 J. TRAUMA. STRESS 345 (2021).

(21) デボラ・デイビス＝リチャード・A・レオ「警察の尋問における急性の被誘導性」A・Mリドリー＝F・ギャバート＝D・J・ラルーイ編（渡邊和美監訳）『取調べにおける被誘導性』179頁、194-197頁（北大路書房、2019年）。

過去・現在のトラウマ体験が虚偽自白のリスクとなっていることが、とりわけ少年手続において報告されている。成人被疑者の取調べにも参考になる部分が多いと思われるため、紹介しておこう。

日米両国とも、被疑少年の多くが、トラウマ体験者である。アメリカでは、このトラウマ体験が少年の脆弱性・被誘導性を強め、虚偽自白を生んでいるのではないかとの仮説が提示されている。

実際、虚偽自白研究の大家である Gudjonsson らの15～16歳の少年をサンプルとした調査によれば、自己申告された負のライフイベント（逆境的小児期体験）と、自己申告された虚偽自白の存在との間には関係性が見出されている。具体的には性的被虐待体験や、家庭内での深刻な暴行を目撃・体験、親・兄弟の死の体験といった逆境的小児期体験の体験割合と虚偽自白率との間には相関関係が見られることが指摘されている。<sup>(23)</sup> これら研究は、過去の逆境的小児期体験が心理的脆弱性・被誘導性を高める結果、虚偽自白を生み出すという仮説をもとに研究したものであるが、この種の関係性は被疑事実それ自体がトラウマ体験である場合にも見いだせるだろう。

その他にも、実証的根拠に基づく説明があるわけではないものの、被疑少年のトラウマ体験と虚偽自白の関係性に関してはいくつかの仮説が提示されている。詳細な虚偽自白を獲得するまでには3つの段階—i) トラウマ反応に由来する誤った嫌疑の強化、ii) 脆弱性が高まった被疑少年に対する問題ある取調べの実施、iii) 誘導尋問による詳細な虚偽自白の獲得—があると考えられている。

#### (i) トラウマ反応に由来する誤った嫌疑の強化

第1段階では、トラウマ反応に基づく言動を捜査官が誤解して嫌疑を深

(22) S. M. Kassin, *Internalized false confessions*, in THE HANDBOOK OF EYEWITNESS PSYCHOLOGY: MEMORY FOR EVENTS 175 (Michael P. Toglia et al eds., 2007).

(23) Gisli H. Gudjonsson et al., *False confessions among 15- and 16-year-olds in compulsory education and the relationship with adverse life events*, 20(6) J. FORENSIC PSYCHIATRY PSYCHOL. 950 (2009).

めていく。トラウマに由来する認知的・生理的・行動的反応は、不審なものとして、捜査官の目に留まりやすい。これが捜査官の嫌疑を深め、虚偽自白の契機になっていると指摘されている。

例えば、トラウマに由来する反応として、うつむく・視線をそらす・落ち着きがない・手を振り回す・頭部や脚を繰り返し動かすという行動が見られる。挙動不審な姿は、捜査官からすると少年が嘘をついているときの行動パターンとみなされる。これにより捜査官は嫌疑を深め、更に追及的取調べ<sup>(24)</sup>を行う。

その他のトラウマ反応として、過剰な警戒感（過覚醒状態）を少年が抱くことがある。この警戒感は、取調室において、常に首を振って危険を察知しようとする行動として現れる。警察官が声を荒げドアを突然閉めるなどすれば、飛び跳ねることもある。トラウマを抱えた少年にとっては、これら行動は、危険に満ちた未知の場所たる取調室での自己防衛としての行動であり、意識的にコントロールできない行動でもある。しかし、捜査官の目には、これらの行動が罪の意識から生じる過剰反応として映ることがある。その結果、追及的な取調べが促進されることになる。逆にトラウマ反応により覚醒レベルが低い少年は、取調べに対して不誠実に応対しているように警察官からは見られる。これも同様に捜査官の嫌疑を深め、取調べを継続<sup>(25)</sup>することに繋がる。

## (ii) 脆弱性が高まった被疑少年に対する問題ある取調べの実施

第 2 段階では、嫌疑を誤って深めた捜査官が取調べテクニックを用いることにより、脆弱性の高い被疑少年から虚偽自白が引き出される。この取調べテクニックとは、いわゆる最大化・最小化テクニックである。このテクニックは、被疑少年の緊張感・不安感・絶望感を高めるような言動を取

---

(24) Hayley M. D. Cleary et al., *How Trauma May Magnify Risk of Involuntary and False Confessions Among Adolescents*, 2(3) *WRONGFUL CONV. L. REV.* 173, 180 (2021).

(25) *Id.* at 181.

ることで恐怖・ストレスレベルを最大化する一方、この場から解放され、恐怖・ストレスレベルを最小化する唯一の手段が自白であることを示唆して自白へと誘導するものである。通常であればこのテクニックに抗えるとしても、トラウマ体験の影響から弱っている者は、籠絡され、虚偽自白を行ってしまうと<sup>(26)</sup>考えられる。

(iii) 誘導尋問による詳細な虚偽自白の獲得

第3段階では、誘導尋問により供述が誘導され、記憶の汚染が生じることで、詳細な虚偽自白が生み出される。トラウマの影響は認知機能を低下させ、取調べに対抗する能力を弱める。誘導尋問の影響を強く受けるようになり、記憶の汚染が生じる。その結果、詳細な内容の虚偽自白へと至るといのが、そのメカニズムである。このメカニズムをもう少し詳述しよう。

取調べに対応するにあたって、取調対象者には、捜査官から大量に提示される情報を適切に取捨選択した上で、長期記憶に適宜アクセスしながら、応答に適した記憶を取り出し、ワーキングメモリーへと記憶を一時保管し、供述する能力が求められる。トラウマの影響は、注意水準・抽象的思考能力・ワーキングメモリー・情報処理スピード・制御能力・教育成果を減殺させることが分かっている。注意水準・制御能力の低下は、捜査官から提示される情報に集中することができないことを意味する。質問の意図をくみ取り、適切な応答をするためには、抽象的思考能力やワーキングメモリー・情報処理スピード・教育成果を要する。トラウマ体験によって誘導尋問への抵抗力を失えば、誘導・記憶の汚染が生じ、詳細な虚偽自白へと繋がる<sup>(27)</sup>といった仮説が提唱されている。

これらは実証的根拠があるわけではないが、トラウマ体験と虚偽自白との関係を結びつける有力な仮説を提示していると思われる。考察対象が少年ではあるものの、そのメカニズム自体は、少年・成人を問わず妥当しう

(26) *Id.* at 183-86.

(27) *Id.* at 186-87.

るものだろう。とりわけ、トラウマの影響は上記のように深刻なものであり、事実、成人被疑者の虚偽自白・冤罪が過去・現在のトラウマとの関係が指摘されている点に鑑みると、成人にも一定程度妥当する仮説だと思われる<sup>(28)</sup>。また、トラウマ体験者としての被疑者への取調べは虚偽自白という結果に留まらず、更なる問題も生じさせると考えられるため、項を変えてこれを説明していこう。

## (2) 権利行使の妨げ

取調べに対する第二の影響として、トラウマ体験により、各種権利の理解を困難にさせ、権利行使を困難ならしめる危険が生じることが考えられる。上述したように、トラウマ反応や PTSD の症状には、覚醒レベルの変化や鬱症状が存在する。覚醒レベルの変化により、集中することが難しくなり、自分の反応・感情をコントロールするのが難しくなる。また鬱症状は、将来への悲観や無価値感をもたらす。これらトラウマ反応の各症状は、取調べを受ける被疑者の集中力・精神的余力等を減殺させることに繋がる。

トラウマ反応が原因で、被疑者は眼前で行われる取調べに対して集中できず、違法・不当な取調べが行われても適切な応対が困難となる。とりわけ、鬱症状は被疑者が有する権利の意味を認識した上で、権利放棄により生じる結果を判断し、権利主張を行って警察と対立するモチベーションを抑え込む危険性がある<sup>(29)</sup>。

精神科入院患者を対象とするアメリカの実証研究がこの文脈において参照に値するだろう。精神科入院患者のうち、調査同意能力があり、調査に

---

(28) 覚醒レベルの低下や、回避症状が原因で、取調べに対して沈黙する場合も考えられる。黙秘権行使としての沈黙なのか、心身への負担が大きい質問によって生じたトラウマ反応としての沈黙なのかは、その判別が困難という問題も存在する。

(29) ALAN GOLDSTEIN & NAOMI E. SEVIN GOLDSTEIN, EVALUATING CAPACITY TO WAIVE MIRANDA RIGHTS 72-74 (2010). ただしこの仮説を裏付ける実証研究は少ない。



同意した男女75名（入院病棟への平均入院期間94日、少年・高齢者を除く平均年齢39歳、その多くは措置入院対象者〔commitment order〕である）に、心気症・不安・情動的引きこもり・罪責感・緊張・抑うつ気分・敵意・猜疑心・幻覚による行動等を評価項目として、各症状の重さを簡易的に評価する簡易精神症状評価尺度（Brief Psychiatric Rating Scale）調査と、権利の理解度を測定するいわゆる Grisso テスト<sup>(30)</sup>を用いて、患者の権利理解能力を調査した研究がある。それによると、IQ を条件として統制しても、精神症状（psychiatric symptoms）の発症者は、成人・少年と比較しても権利に関する理解が不十分であり、症状と権利の理解度には負の相関が存在することが明らかとなった。具体的には、「裁判官には自らの無罪を証明しなければならない」「裁判官の前では黙秘権行使は許されていない」「黙秘すれば処罰される<sup>(31)</sup>」といった誤解が存在していた。

この調査からは、トラウマ反応により精神状態が悪化していると、黙秘権の理解が不十分なものに留まることが示唆される<sup>(32)</sup>。また、不十分な権利理解に加えて、捜査官からの違法・不当な取調べがあったとしても、それに対応する余力がトラウマ体験より失っていることにも鑑みると、被疑者取調べに対する規制は機能不全に陥っている可能性がある。

### （3）メンタルヘルスの悪化

第三に、取調べが被疑者のメンタルヘルスを悪化させることが考えられる。嫌疑を抱き、犯人摘発を目的とする捜査官からの追及的取調べは再トラウマ化をもたらすだろう。また、自らの状況への語りに対する拒絶は、

(30) Grisso テストについては、拙稿「身体拘束中の被疑者に対する取調べ前の権利告知制度の機能的分析」判例時報2535号15頁（2022年）参照。

(31) Virginia G. Cooper & Patricia A. Zapf, *Psychiatric Patients' Comprehension of Miranda Rights*, 32 LAW HUM. BEHAV. 390, 401 (2008).

(32) 裁判官を念頭に置いた調査ではあるが、裁判官の面前では黙秘権が許されていないと誤解している者からすれば、後に黙秘を解除しなければならない以上、捜査取調べで黙秘しても無駄だと考えるだろう。

更なる精神状況の悪化（二次的心的外傷性ストレス）を招くこともありうる。すなわち、取調べにおいて、被疑者が自らの状況を弁解したとしても、それを捜査機関が信用せず拒絶することで、心の傷は深くなる。さらに取調室の環境、身体拘束とそれに伴う失職という状態はストレッサーとして働き、メンタルヘルスの更なる悪化を招くだろう。<sup>(33)</sup>

以上の(1)(2)(3)より、過去・現在のトラウマ体験によって合理的かつ誠実（と捜査官からみられるよう）に応答する能力が減殺している被疑者に対して行われる取調べは、いくつかの点で機能不全に陥っていることが指摘できよう。誤った嫌疑の強化に見られるように、トラウマを抱えた被疑者への取調べは、真相解明という機能を果たしがたい。黙秘権等の権利に関する理解や権利行使のモチベーションの低下によって、取調べの規制メカニズムも機能不全に陥っている。トラウマを有する被疑者は、取調べの持つ問題点に晒されやすいという構図がここにはある。この構図を解消する必要があるならば、トラウマインフォームドな供述採取制度を模索しなければならない。その模索に向けて、以下では、現行実務にトラウマインフォームドの視点を導入する可能性を提示したうえで、それには限界があることを指摘する。最後に、トラウマインフォームドな供述採取制度を立法論として検討していく。

### 3. 現行実務とトラウマインフォームドの視点

検討に先立ち確認すべきは、刑事訴訟法上、被疑者が捜査・公判に関与することによって受ける身体的・心理的・経済的負担は、合理的理由のもとで一定程度甘受することが予定されていることである。だからこそ、被疑者・被告人のトラウマへの応対は原則として犯罪事実の認定後・処遇の

---

(33) 実際、受刑者を対象とした研究によると、犯罪事実それ自体を原因とするトラウマ反応には、罪の意識、自己非難、苦悩、犯行時の記憶のフラッシュバックなどが指摘されている。そして、この症状は自身のみならず、裁判官・メディア・家族・友人等に加え、捜査機関からの非難によって強められるとされる。Sohb et al., *supra* note 19.

問題として位置付けられてきたのだろう。

しかし、それ以外の場面でもトラウマを考慮する余地は存在するだろう。具体的には、自白法則上の任意性判断、自白の信用性判断、取調べの違法を理由とする国家賠償請求の場面がそうである。これらの判断にトラウマインフォームドの視点を導入し、これを通じて捜査取調べを改善していくという経路が考えられる。

### （１）任意性・信用性・違法性判断とトラウマインフォームドの視点

まず、自白の任意性・信用性の判断時に、トラウマの影響を考慮することが考えられる。一般に、自白の任意性は、捜査官の取調べ態様とともに、供述者の年齢、経歴、健康状態等も含めて判断される。理詰めや追及的質問はそれ自体では直ちに自白の任意性に影響を及ぼしていないと判断される傾向にあるが、供述者の属性（年齢・IQ）や健康状態によっては任意性に疑いが生じるとされている。集中力・認知機能を低下させ、被誘導性を高める事情であるトラウマ体験の存在に関しても同様に、理詰めや追及的質問によって得られた自白の任意性を否定する事情として考慮することになるだろう。とりわけ被疑事実それ自体が典型的にトラウマ体験である事案においては、トラウマの影響が潜伏している可能性を考慮しながら任意性判断を行うべきだろう。また、自白の変遷をトラウマの観点から捉え直すことで自白の信用性に疑義を生じさせることも考えられる。

さらに、トラウマ反応の深刻さも考慮し、取調べそれ自体の違法性を判断すべきだろう。取調べの許容限度は、一般に、取調べの必要性・事件の重大性・嫌疑の程度等に加えて、被疑者の取調べへの応答態度や、心身への負担を考慮して判断される。トラウマへの理解がない場合、トラウマ反応により無気力になっていた事実を、休憩等の申出がなかったとか取調べへの消極的応諾があったと誤解して認定する危険性が考えられる。被疑者

---

(34) 松本時夫ほか編『条解刑事訴訟法（第5版）』905-906頁（弘文堂、2022年）

の応答態度にトラウマの影響が入り混んでいなかったかどうか、慎重に判断しなければならないだろう。具体的には、被疑事実それ自体が典型的にトラウマ体験であるような事案では、心身の影響に鑑みて、休憩の有無・休憩時間の長さ・説得態様などを通常の取調べよりも厳格に判断すべきだろう。そのような被疑事実において、例えば、休憩を差し挟まない長時間の取調べや、心の傷を深めるような言動を伴う取調べは、許容限度を欠いたものとして評価すべきである。

## (2) トラウマインフォームドな取調べの導入の可能性

このようにトラウマインフォームドな任意性・信用性・取調べの違法性判断が蓄積されることにより、捜査官はトラウマインフォームドの視点を学び、それに基づく取調べを行うようになるかもしれない。トラウマ体験率や、トラウマ反応がどのようなものであるかを理解すれば、取調べ方法は変わりうる。トラウマ体験が被誘導性を高めること、トラウマ反応を有罪の兆候と誤認しないこと、過酷な取調べや追及的取調べが再トラウマ化を引き起こし、メンタルヘルスを悪化させることなどを捜査官は認識することが求められるだろう。

先の 4R に従うならば、捜査官はトラウマ体験率やその影響を知り、トラウマが取調べにどのような影響を及ぼすのかについて把握しながら (Realize)、面前の被疑者の反応がトラウマ反応ではないかに注視し (Recognize)、有罪の兆候と誤認せずに、肉体的・心理的安全性と自己決定を確保・尊重しながら、メンタルヘルスを悪化させないような適切な取調べを行う (Respond, Resist re-traumatization) ことが求められる。実践的には捜査官が司法面接的手法を被疑者取調べに応用することになるだろう。

## (3) トラウマインフォームドな取調べの限界

しかし、現実には自白法則や国家賠償請求に関する適用・判断の蓄積を通じて、将来的に、捜査官がトラウマインフォームドな取調べを実施する

ようになるとは期待しがたいし、理想的にも実現が困難と思われる。その理由は、心の傷は外部から見えないことと、取調べの構造に求められる。

異常行動に見えるトラウマ反応は、見えない心の傷に由来する。心の中は見えないがゆえに、トラウマ反応としての異常行動・沈黙・否認は、他者からは真相を隠そうとする言動に見える。例えばトラウマ体験を中心とする重要な事実について聞かれることにより再トラウマ化を引き起こし、重要な点について支離滅裂な供述がなされることはありえよう。そのような場合、追及的取調べを行う動機を捜査官が抱くようになるのは自然なことである。捜査官にとって、支離滅裂な言動が再トラウマ化に由来するものなのか、それとも虚偽を述べているに過ぎないのか、外見上、これを区別することはできない。騙されることを避けたい捜査官としては、虚偽を暴くためにも追及的取調べを選択せざるを得ないだろう。

また、トラウマ体験に由来する体調不良であることを被疑者が自覚しない、又は自覚しても休憩を挟むよう伝える精神的余裕がないために、被疑者からの申出がなく長時間の取調べが継続されることもあるだろう。このような場合、捜査官が被疑者からの申出を受けて取調べ時間等に配慮する動機は抱きにくい。したがって取調べの許容限度を超えた違法な取調べと事後的に判断されたとしても、その後の捜査官の行動変容は期待しがたい。

また、トラウマインフォームドな視点を取り入れることは、現状の取調べの構造的にも困難であろう。実務上、身体拘束中の被疑者は、出頭滞留義務があるとされることから、取調室からの自由な退室は認められていない。また、時には被疑者の弁解・反論を否定するような言動も取調べにあたって必要と考えられている。しかし、これらはトラウマインフォームドアプローチで必要とされる物理的安全性・心理的安全性・自己決定の尊重とは矛盾する。現状の捜査取調べにトラウマインフォームドの視点を取り入れることは困難であろう。

このことは、現状の捜査実務からも予想されるところである。新聞報道

によれば、息子をクローゼットに閉じ込めたとして監禁の被疑事実で逮捕された女性に対し、捜査官は「産まない方がよかったんじゃないの」「話さないのは逃げているだけ。〇〇（子どもの名前）に対して無責任」という言葉を被疑者に投げかけたとされる<sup>(35)</sup>。

この事件に見られるように、供述獲得のためには、穏やかな口調ではなく過酷な言葉をかけることも必要とされ、説得の名のもとで許容されるのであれば、トラウマインフォームドな取調べは期待できない。被疑者からすれば、厳しい言葉が投げかけられるかもしれないという心理的安全性が脅かされている状況に置かれている。そのような取調べは、トラウマインフォームドに従った取調べとは言い難い。

そして、より根本的には、そもそも自白法則や国家賠償請求にトラウマインフォームドの視点を取り入れて、トラウマの影響に事後的に対応するのは、被疑者の余力に依存している点で大きな課題がある。このことにつき節を変えて詳説しよう。

#### 4. 実務レベルでの対応の限界：大きな被害を受けた者ほど声をあげるといふ誤解

これらの対応は、被疑者が声を上げることが前提とされており、この前提こそが実務レベルでトラウマインフォームドの視点を導入することの限界を画している。

自白の任意性・信用性、取調べの違法性を争うという選択が取られるか否かは、これを理由として争うことが被疑者・被告人にとってどれほど現実的であるかに依存する<sup>(36)</sup>。もし、不当な扱いを受ければ、被疑者は争う動機を持つものだとすれば、自白法則等の事後的対応により供述採取制度の

(35) 「取り上げられた『秘密』被疑者ノート訴訟が問うもの：20代女性、取り調べ巡り提訴」朝日新聞朝刊北海道本社2022年6月16日、23面。なお、その後女性は不起訴処分となっている。

(36) 拙稿・前掲注30) 15頁。

健全性は——被疑者の精神の健全性は別個の問題として——維持できよう。

しかし、専門的な知見によれば、重大なトラウマ体験をした者ほど声を上げる余裕や力が残っていないと言われている。トラウマ体験が深刻なものであればあるほど、体験者は声を上げられずに沈んでいくのである。大きな被害を受けた人ほど大きな声を上げるというのは誤解だとされる<sup>(37)</sup>。

もしそうだとすれば、トラウマ体験を経た被疑者が、違法・不当な取調べや虚偽自白に関して声を上げて争うという仮定は重大な誤解に基づくものとなろう。これは取調べに対して施されている様々な規制メカニズムが機能不全に陥っていることを意味する。事件性・犯人性・有責性を問わず、被疑者は家族・友人等を失った事実直面する。そのような中で、違法・不当な取調べを受けたときや虚偽自白をしたとき、これを事後的に争うことを期待するのは、まさに誤解に基づく期待だろう。例えば、事故により子供を亡くした親が、自責の念（サバイバーズギルト）より捜査官から引き出された虚偽自白を撤回せず、自白の信用性を争わないことが予想される。

さらに、再トラウマ化・二次的心的外傷性ストレスを予防するというトラウマインフォームドの視点からすれば、心の傷を深めることがないような予防的対応こそが重要となる。事後的対応に留まる自白法則等では、心の傷が深まる点でも問題がある。

現行法のもとでは、トラウマ反応によって虚偽自白をしてしまった被疑者や不当な取扱いを受けた被疑者が、声を上げずに沈黙の海へと沈んでいく可能性は捜査取調べにトラウマインフォームドの視点を取り入れたとしてもなお残る。もっとも、そうした限界があったとしても、現行の供述採取制度に立法的修正を施すことまで要するかは検討しなければならないだ

---

(37) 犯罪被害に限らず、被害の大きな人こそ声を上げるという考え方は誤解に基づくものと指摘するものとして、宮地尚子＝菊池美名子「被害者とトラウマ」指宿信編著『犯罪被害者と刑事司法』98頁（岩波書店、2017年）。

ろう。これまでも被疑者のメンタルヘルスは問題視されてきたはずである。それでも取調べ制度そのものに変更を加えようとしてこなかったのは、被疑者に生じる身体的・心理的・経済的負担は合理的範囲で甘受することが予定され、真実発見や手続遂行の要請がメンタルヘルスの問題よりも優先すると考えられてきたからかもしれない。そこで以下では、このような利益衡量が適切であるかを検討し、ありうる制度設計を提示しよう。まず、手続遂行や真実発見の必要性が、トラウマ反応等のメンタルヘルスへの対応という要請を凌駕する必然性はないことを確認しよう。

## 5. 利益衡量と制度設計

### (1) 利益衡量

手続遂行の必要性が被疑者のメンタルヘルスに譲歩することは現行法上、想定されている。公判段階では訴訟能力を理由として、被告人のメンタルヘルスを考慮し、公判停止の可能性が認められている。捜査段階においても、病気治療のために勾留の執行停止が認められている。被疑者・被告人の健康問題を理由に、捜査の最終目的である裁判手続そのものの停止すら認められる以上、その準備手続である捜査取調べもメンタルヘルスの問題を考慮した制度設計を行う余地はあるだろう。再トラウマ化を防ぐための供述採取制度へと変容することが求められる。

真実発見との関係でもトラウマ反応等のメンタルヘルスを優先すべきだろう。供述とは、証拠採取過程において被疑者・被告人の認知機能を介在させて新たに生成される証拠であり、物的証拠とは異なり採取方法次第によりその内容は容易に歪む。無理に採取しようとするれば、虚偽自白・揚げ足のとられるような供述・嫌疑のなすりつけ・虚偽供述を引き出し、冤罪・真犯人の不処罰・刑事司法資源の浪費・無用なプライバシー制約をもたらす。特に、被疑者は嫌疑をかけられているがゆえに権限濫用の対象になりやすく、様々な取調べテクニックが用いられるために、供述が歪むリスクは一層高い。だからこそ、供述採取には慎重にならなければならない



い。不利益推認を禁止することで供述プレッシャーから解放し、熟慮に基づく供述がなされるようにしながら、供述しないという選択として黙秘権が保障されていると考えられる<sup>(38)</sup>。法制度は、圧倒的に言語によって構成されるシステムであるからこそ、言葉の採取とその取扱いには慎重にならなければならないのである。

そうだとすれば、供述の質の確保という観点からも、供述採取制度は供述の質をも左右するメンタルヘルスの問題に取り組まなければならない。トラウマ反応は虚偽自白を引き出し、そのまま撤回せずに沈黙してしまう危険性があり、冤罪リスクを生み出す。自らの考えや思いを、合理的かつ誠実（だと他者から見られるよう）に伝えられる精神状態にない者や、そうした言語能力を養う機会に恵まれなかった人々は、捜査機関の目に留まりやすく、供述が歪むリスクは更に深刻なものとなる。真実発見の観点からもメンタルヘルスの問題を優先し、供述採取制度の立法を行ない、変化を加えるべきだろう。

それでは、トラウマインフォームドな供述採取制度とは具体的にはどのようなものが考えられるか。それがデフォルトを黙秘権行使（取調べ不参加、出頭・滞留義務の否定）とする制度と、必要的弁護人立会制度の導入である。少なくとも被疑事実がそのまま被疑者のトラウマ体験として位置付けられるような犯罪類型——例えば、保護者・近親者または親しい友人を死亡させたとする被疑事実——についてはこのシステムを導入するべきだろう。

## （2）デフォルトの黙秘権行使（取調べ不参加・オプトインによる取調べ参加）

一つは、取調べを受けないことを原則として、例外的に自発的な意思で

---

(38) 黙秘権の保障根拠論に関しては、拙稿・前掲注30)を参照。

(39) ジョン・ギボンズ（鶴田知佳子＝中根育子＝水野真木子＝中村幸子訳）『法言語学入門 司法制度におけることば』1頁（東京外国語大学出版会、2013年）。

取調べを受けることが表明されたときのみ、取調べを実施することが許容されるオプトイン方式の取調べ参加制度である。もし、トラウマの影響が、人の持つ脆弱性を高め、認知機能を低下させ、供述を歪めさせて、虚偽自白等の発生に繋がりやすいのだとすれば、より一層、供述採取には慎重にならなければならない。そのためにも、デフォルトは黙秘権行使としての取調べ不参加という制度設計にして心理的安全性を確保しつつ、供述インセンティブが生じた場合のみ、取調べに参加させるべきだろう。取調べ不参加の間に、被疑者のメンタルヘルスの問題をトラウマインフォームドな視点を共有する弁護士・精神保健福祉士や公認心理師が協働しながら対応にあたる。そして、心理的安全性を確保した後に、被疑者側から自発的な要望がある場合に限り、供述採取を行うことができるという制度へと変えるべきである。<sup>(40)</sup>

### (3) 必要的弁護士立会制度

さらに被疑者がオプトインで取調べに参加する場合は、弁護士立会制度の導入も必要となろう。取調べ不参加の中で心理的安全性を確保したとしても、その後にトラウマインフォームドな視点を共有していない捜査官の言動によって、再トラウマ化が生じる危険性がある。そのような出来事が想定できる以上、弁護士を取調べに参加させ、その種の言動をその場で諫め、再トラウマ化を予防しなければならないだろう。弁護士は監視カメラとしての役割を超えて、積極的に取調べに介入することが求められる。

また、取調べからの離脱という選択肢を実効的に確保するために、弁護士を立ち会わせて、離脱するか否かの意思決定を支援する必要がある(出頭・滞留義務の否定とその実効性確保)。先に述べたように、大きな被害を

---

(40) もっとも、筆者は供述採取制度の最適化という観点から、トラウマ体験の有無に拘らず、被疑者一般は取調べに参加しないことがデフォルトであり、被疑者が望んだ場合に限りオプトインで取調べに参加して供述するというシステムが望ましいと考えている。供述が歪む危険性を抑えられるためである。

受けた人ほど大きな声を上げられないのであるから、自ら取調べに参加した後であっても、取調べを中断したいという主張が出来ない可能性もあるからである。さらに、トラウマ反応に由来する、問題のある供述をさせないようにも弁護人を立ち合わせ、適時に適切な助言をしていくことも必要<sup>(41)</sup>だろう。

なお、弁護人立会は被疑者が放棄できない権利として位置付けるべきである。弁護人の立会いによって、虚偽自白等の危険性を防ぎ、権利行使が困難な者を支援し、捜査取調べを制御し、メンタルヘルスの悪化を予防することは、個人の利益のみならず、取調べの適正化の実現と医療費等の支出抑制という意味で公共の利益にも適う。しかし、トラウマ体験は人の認知能力を低下させるため、被疑者は弁護人立会を求めないかもしれない。必要的弁護人立会にしておくことで、この種の問題を除外しておくことが必要となろう。

このようなデフォルトの黙秘権行使と必要的弁護人立会制度という事前の予防的対応は、自白法則等の事後的対応に比べて、事実認定の問題を回避できるメリットも存在する。アメリカでは、心神耗弱・心神喪失の抗弁を基礎付ける事情として PTSD による影響が提示されることがある。ベトナム戦争への従軍経験が PTSD をもたらし、トラウマの再演として犯罪行動に至ることがある。しかし、PTSD が加害行為を誘発したか否かを事後的に判断するのは困難とされている。PTSD の診断は被調査者の言葉に依る。しかし、フラッシュバック中は現実と過去の出来事との区別が付かない状態にあるため、当事者から加害当時の感情・感覚を信用性のある形で聞き取ることは困難となる。解離現象が起きていれば記憶の欠落も生じている。それゆえ PTSD が犯罪行動にどのような経路で影響を及ぼしたのかの認定は難<sup>(42)</sup>しい。同種の問題は、自白の任意性・信用性判断等

---

(41) 取調べにトラウマインフォームドの視点を導入すれば、弁護人の研修コスト・取調べ参加コストが増加する。弁護人が抱える負担も刑事司法制度が考慮すべきコストである以上、弁護人側の負担軽減策も模索すべきだろう。

の場面でも生じるだろう。PTSD が供述にいかなる影響を及ぼしたかの認定は難しいものとなりえよう。

そうであれば、そもそもトラウマ反応に由来する虚偽自白等が発生しないような制度設計にし、事実認定の問題を回避することで刑事司法資源を節約することが求められる。このシステムのほうが、供述が歪むリスクを抑えられる上に、不当な取調べによって事後的に捜査の適法性が争われる確率も抑えられ、刑事司法資源の浪費を抑えることができる。トラウマインフォームな視点を供述採取制度に組み込むべきであろう。<sup>(43)</sup>

---

(42) GARY B. MELTON ET AL, PSYCHOLOGICAL EVALUATIONS FOR THE COURTS: A HANDBOOK FOR MENTAL HEALTH PROFESSIONALS AND LAWYERS, 233-34 (4th ed. 2017).

(43) 本研究では、被疑事実それ自体がトラウマ体験である場合を念頭に制度設計を提示したが、過去のトラウマ体験率を考えると被疑者取調べ一般に拡張することも検討すべきだろう。なお、逆送事件において、母親から心理的虐待を受けていた少年に対して、検察官・裁判官がトラウマへの配慮を欠いた被告人質問を実施した事件が紹介されている。知名健太郎定信「弁護士・付添人から見える被害①」岡田行雄編著『非行少年の被害に向き合おう！』23頁（現代人文社、2023年）。被告人質問のあり方や刑事手続全体のあり方もトラウマインフォームの視点から考えることが必要となる。